



住民のみなさまからの「歳末たすけあい募金」 を通じて助成いたします！！



歳末たすけあい募金から各種助成の申請を受け付けます。

申請内容を助成調査委員会にて審議の上決定し、申請者に通知いたします。

決定内容についてのお問い合わせには、お答えはできませんのでご承知ください。

なお、募金の実績額によって、助成金額が増減する場合がありますのでご了承ください。

申請場所： 愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所（福祉センター 愛の郷内）
秦荘事務所（福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター内）

窓口にて申請書を
お渡しします。

■ひとり親家庭 子ども学習支援助成【申請期限：令和3年11月12日（金）まで】

生計状況が苦しいひとり親家庭の 下記の要件に該当する子どもたちへ
2,000円程度の図書カードを助成します。



下記の要件1と2をどちらも満たす方は申請書と下記の必要書類を添えて
申請してください。申請は保護者よりお願ひいたします。

なお、この助成については、町内世帯助成 (1)低所得世帯助成 ③ひとり親世帯
と重複しての申請は可能です。

要件内容		添付書類
要件 1	児童扶養手当を受給していること	児童扶養手当証書の写し
要件 2	小学校4年生～中学校3年生の子どもが世帯にいること	生徒手帳など児童の在籍中の学校の学年がわかる書類の写し

■年末清掃支援助成 【申請期限：令和3年11月12日（金）まで】

年末の清掃が難しい下記の世帯に対し、「1階部分の窓・網戸のそうじ」や
「家屋内外の片付け」の支援を行います。



下記の要件1～3のいずれかを満たす方は申請書を提出してください。

世帯の状況について担当の民生委員・児童委員に確認させていただきます。

なお、要件2もしくは3の該当者は、所持されている手帳の写しを添えて申請してください。

決定者には10,000円程度の利用券をお渡しします。

利用券の上限を超える活動については自己負担となります。

要件 1	町内に子供がおられない75歳以上の高齢者のみの世帯
要件 2	世帯主が障害者手帳（身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者手帳1級） を所持している世帯 ※添付書類：障害者手帳の写し
要件 3	75歳以上の高齢者以外の世帯員全員が、障害者手帳（身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者手帳1級）を所持しており、在宅において常時看護を必要とする世帯 ※添付書類：障害者手帳の写し

■町内世帯助成

※原則、愛莊町内に1年以上居住していること

※(1)(2)の重複は認められません。

※申請は愛莊町社協もしくは民生委員・児童委員を通じてお願ひします。



(1)低所得世帯助成 【申請期限：令和3年10月29日（金）まで】

住民税非課税世帯で、下記の福祉的課題を抱えている世帯に対し、現金3,000円程度を助成します。

- ①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ②世帯員に障害者手帳を所持している者がいる世帯
③ひとり親世帯 ④生活保護に準ずる世帯（病気や失業などにより生計に困っている世帯）

下記の要件1と2をどちらも満たす方は、申請書と身分証明書の写し、下記の必要書類を添えて申請してください。ただし、生活保護受給世帯は対象外となります。

要件内容		添付書類
要件1	世帯員全員が住民税非課税	所得のある18歳以上の世帯員全員分の課税証明書
要件2 ①～④の いずれか の福祉的 課題を抱 えている	①75歳以上の ひとり暮らし 高齢者世帯	住民票
	②世帯員に障害 者手帳を所持 している者が いる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の いずれかの写し
	③ひとり親世帯	児童扶養手当証書、遺族年金証書、福祉医療費助成 受給券のいずれかの写し
	④生活保護に 準ずる世帯	自己申告書

※④生活保護に準ずる世帯の収入の目安は、「世帯の生計中心者の月収が概ね6万円以下」とします。

各種年金や手当は月収に含めます。

(2)老老介護世帯支援助成 【申請期限：令和3年11月12日（金）まで】

75歳以上の高齢者のみの世帯で、老老介護をされている介護者に対し、
現金10,000円程度を助成します。



下記の要件1と2をどちらも満たす方は、申請書を提出してください。ただし、同じ自治会内に
子どもが居住されている場合は対象外とします。（※大字愛知川については各総代区域）

なお、申請者の世帯の状況や介護保険サービス利用状況を担当の民生委員・児童委員とケアマネージ
ャーへ確認させていただきます。

要件1	75歳以上の高齢者のみで構成された世帯であること
要件2	介護保険サービスを利用されている方が世帯にいること（要介護1～5）

【申請場所・お問合せ】 社会福祉法人 愛莊町社会福祉協議会

愛知川事務所（愛莊町市731 愛の郷内）電話42-7170

秦荘事務所（愛莊町安孫子1216-1 いきいきセンター内）電話37-8063

